

# 高森町公民館支館分館運動会補助金交付要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、公民館3支館及び21分館が地域内運動会を推進するに伴い、高森町がその事業の一部を予算の範囲内で補助金として交付するにあたり、補助金交付規則(昭和43年高森町規則第7号)に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (事業内容)

第2条 前条に規定する助成の対象は、次の事業内容を要件とする。

- (1) 家族ぐるみで、子どもから大人までが参加する運動会であること。
- (2) 1会場にて、1日間6種目以上行うこと。

## (補助率)

第3条 補助率は、補助対象額に対し50%以内(百円未満切り捨て)とし、対象となる経費は別表のとおりとする。

## (補助金交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、「補助金交付申請書(様式第1号)」に、「事業等計画書」の書類を添付して町長に提出するものとする。

## (補助金交付決定)

第5条 町長は、補助金の交付が決定したときは、「補助金交付決定通知書(様式第2号)」をもって申請者に通知する。

## (実績報告)

第6条 申請者は、事業等が終了したら直ちに「事業等完了報告書(様式第3号)」に、「事業等実績報告書」「写真」「領収書の写し」等の書類を添付して、町長に提出するものとする。

## (補助金交付の請求)

第7条 申請者は、補助金交付額の確定後「補助金交付請求書(様式第4号)」を町長に提出し、町長はこの請求に基づき補助金を交付する。

## (決定の取消し)

第8条 町長は、補助金を交付した者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付の決定の全部または一部を取消することができる。

- (1) 不正な手段により補助金を受けた場合。
- (2) 補助金交付の条件に違反した場合。
- (3) その他補助金の用途が不相当と認められた場合。

## (補助金の返還)

第9条 町長は、前条の規定により補助金交付の決定の全部または一部を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金が既に交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

## (補則)

第10条 この要項に定めるものの他、この要綱実施について必要な事項は町長が別に定める。

## 附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

**(別表) ー補助対象となる経費の内容ー一覧表**

|        | 支分館運動会事業  |
|--------|---|
| 1. 会場費 | 使用会場が有料な場合の使用料  |
| 2. 借上料 | 事業を実施するために必要な道具、設備を借り上げる場合の料金                           |
| 3. 印刷費 | 事業のプログラム、パンフレット、チラシ等を外注した場合の料金<br>事業を記録するために必要な写真の現像費など |
| 4. 燃料費 | 事業で使用する車両のガソリン代や、会場の暖房に必要な灯油代など                         |
| 5. 通信費 | 事業に伴う通信のための切手代や電話料など                                    |
| 6. 景品費 | 事業に参加した者に対する景品の購入費 (対象経費の 70%以内で上限 10 万円まで)             |
| 7. 事務費 | 事業を開催するのに伴う文房具などの購入費                                    |
| 8. 食糧費 |   |
| 9. その他 | 上記に該当しない経費 ただし必ず事務局との事前協議を要する                           |